

議案第 1 1 6 号

愛知郡広域行政組合で共同処理する事務及び愛知郡広域行政組合規約の変更につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、愛知郡広域行政組合で共同処理する事務及び愛知郡広域行政組合規約（昭和 5 0 年滋賀県指令地第 4 2 6 号）を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

愛知郡広域行政組合規約の一部を変更する規約

愛知郡広域行政組合規約（昭和 5 0 年滋賀県指令地第 4 2 6 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 愛知郡広域行政組合清掃センター施設の管理及び愛知郡広域行政組合ガレキ処分場の廃止に関する事務

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

愛知郡広域行政組合で共同処理する事務のうち、ごみの中間処理及び最終処分並びに処理施設の設置及び管理運営に関する事務を令和3年3月31日をもって終了し、同年4月1日から同組合清掃センターの管理及び同組合ガレキ処分場の廃止に関する事務を開始するに当たり、同組合同規約の一部を変更することについて協議したく、本議案を提出するものである。